

木下構成員提出資料

岐阜県における 精神科救急医療の現状について

岐阜県健康福祉部保健医療課長 木下栄作

1

岐阜県の県勢

面積

約1万621km²(国土の2.8%)

人口・世帯(H21.10.1現在)

人口:2,086,590人(全国17位)

世帯数:730,724世帯

市町村数

42(21市19町2村)



2

岐阜県の医療提供体制

- ・ 医療機関数、医療従事者数ともに、全国と比べて、限られている。
- ・ 精神科の病床数は全国と比較し、更に少なく、また、精神科病院の占める割合は高い。
- ・ 精神科の医師数も、全国と比較して、少なく、医療資源は、非常に限られている。

項目	人口10万人当たり		順位	調査時点
	岐阜県	全国		
病院・一般診療所	77.4施設	84.5施設	33位	H20. 10. 1
病院の病床数	998床	1,260床	43位	H20. 10. 1
うち精神病床数	204床	274床	42位	H20. 10. 1
精神病院の割合	85.3%	74.0%	8位	H20. 10. 1
従事医師数	177.8人	212.9人	41位	H20. 12. 31
うち精神科医師数	7.3人	10.6人	45位	H20. 12. 31

出典：平成20年 医師・歯科医師・薬剤師調査
平成20年 医療施設調査

3

岐阜県の精神科救急医療体制

(1)人口
2,089,413人

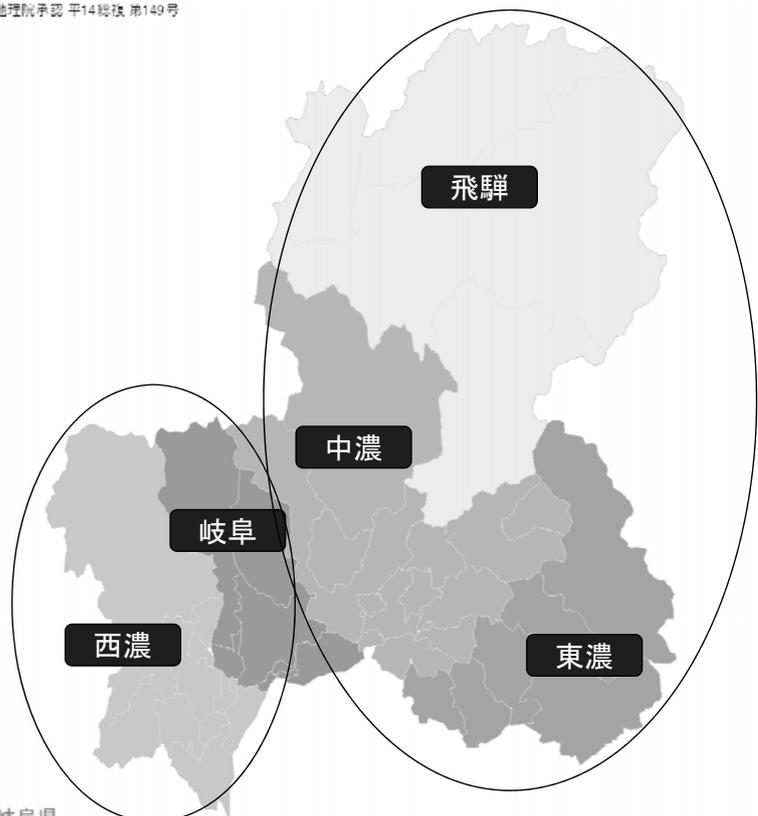
(2)2次医療圏数
5つ

(3)精神科救急医療圏域数
2つ

(4)精神科救急医療施設数
14(すべて輪番)

※精神科救急入院料認可施設
1つ

国土地理院承認 平14総検 第149号



岐阜県

4

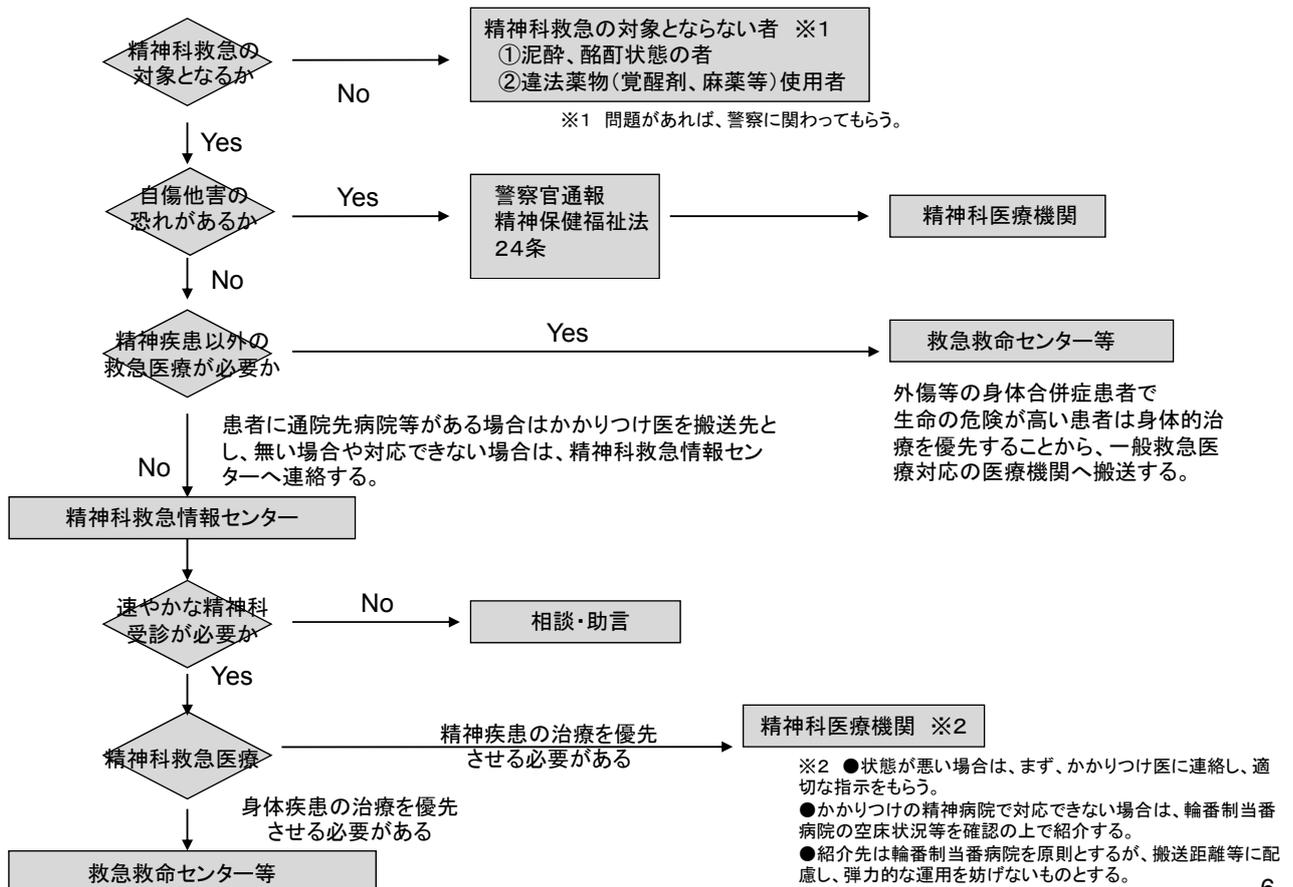
岐阜県の医療体制

- ・ 病院医師数は、岐阜圏域のみ、全国平均を上回るが、他の圏域は大きく下回る。
- ・ 精神科医師については、飛騨圏域の医師数が、非常に少ない。
- ・ 限られたマンパワーの中で、輪番によって、精神科救急を維持しているところ。

医療圏域	人口10万人当たり(現員)		人口	精神科救急医療施設(輪番)
	病院医師数	精神科医師数		
全国	136.5人	8.5人	—	—
岐阜県	106.3人	6.9人	2,100,355	14
岐阜圏域	141.2人	7.3人	802,497	4
西濃圏域	80.4人	8.3人	390,458	4
中濃圏域	75.9人	6.0人	388,535	2
東濃圏域	93.5人	7.2人	356,113	2
飛騨圏域	97.1人	3.0人	162,752	2

出典：病院等における必要医師数実態調査（平成22年9月）
5

岐阜県精神科救急医療のフローチャート



精神科救急医療体制整備事業

(平成22年度)

○ 精神科救急情報センター

- ・ 相談等 171件
 - － 救急隊 5件
 - － 医療機関 13件
 - － 警察 3件
 - － その他 150件

○ 精神医療相談

- ・ 電話相談件数 269件
 - うち、救急受診勧奨件数 34件

◆ 身体合併症救急医療確保事業

- ・ 未実施

○ 精神科救急医療確保事業

【外来】

- ・ 受診依頼件数 587件
- ・ 受診件数 567件
 - － 精神科救急情報センター経由 8件

【入院】

- ・ 入院件数 219件
 - － 緊急措置入院 1件(0.4%)
 - － 措置入院 1件(0.4%)
 - － 応急入院 9件(4.1%)
 - － 医療保護入院 138件(63.0%)
 - － 任意入院 70件(32.0%)

【空床確保状況】

- ・ 空床を確保すべき予定数(延べ) 881床
- ・ 実際に確保した数(延べ) 881床
- ・ 確保したベッドに入院した数(延べ) 160床

7

精神科救急医療体制整備事業

(平成22年度)

- ・ 「岐阜・西濃圏域」と「中濃・東濃・飛騨圏域」で、受診件数自体は、ほぼ同数
- ・ 医療機関も患者も比較的一定の生活圏にある「岐阜・西濃圏域」では、輪番制が機能し、確保したベッドへの入院も一定程度あるところ。
- ・ 一方で、「中濃・東濃・飛騨圏域」では、患者のかかりつけの医療機関が当番医であるときは、受診・入院に繋がるが、それ以外のケースではマッチングが困難。

岐阜・西濃圏域

受診件数(A)	うち自院通院中の患者(B)	入院件数(C)	実際に確保した空床(D)	確保したベッドに入院した数(E)
271	67 (B/A = 24.7%)	160 (C/A = 59.0%)	476	120 (E/D = 25.2%)

中濃・東濃・飛騨圏域

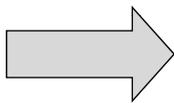
受診件数(A)	うち自院通院中の患者(B)	入院件数(C)	実際に確保した空床(D)	確保したベッドに入院した数(E)
296	239 (B/A = 80.7%)	59 (C/A = 20.0%)	405	40 (E/D = 9.9%)

8

身体合併症を有する患者の対応について

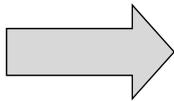
○ 岐阜県における対応の現状について

外傷等の身体合併症患者で生命の危険が高い患者は身体的治療を優先することから、一般救急医療対応の医療機関へ搬送



岐阜県内において、精神科を有する自治体立の総合病院は2つ
いずれの病院も、一般救急において、中心的な役割を担っており、
現状において人的資源が限られており、身体合併症患者の対応を常
態的に行うことは、医師らの疲弊を招く恐れがある。

特に、休日・夜間は、県内一層の医師不足状態となり、その時間帯
において、病院以外の医師の協力を得られないか検討が必要。



上記の2つの総合病院は、いずれも岐阜・西濃圏域の医療機関
中濃・東濃・飛騨圏域では、自治体立の医療機関での精神科救急
医療提供体制は、民間病院の協力により確保されている現状。

9

精神科救急医療の確保にあたって

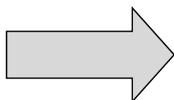
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第19条の11

都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間
又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又はその家族等からの
相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保
することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神
障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、
必要な協力を求めることができる。

地域の実情に応じた体制作りが可能となるよう配慮いただきたい。



- 夜間休日等の家族等からの相談
→ 精神医療相談事業にて対応
- 医療施設相互間の連携を確保
→ 精神科救急医療確保事業 病院群輪番型にて対応
- ◆ 保健所、精神保健福祉センターも含め、関係者の負担感は相当あり、
それらを軽減するような仕組みが必要
- ◆ 関係者に対して協力を求めた場合に、協力に応じてもらえるような
制度が必要

10